佐賀県訓令甲第5号

農林水産部 佐賀県林業試験場

佐賀県林業試験場処務規程(昭和50年佐賀県訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第2条 林業試験場に <u>総務課</u> を置く。	第2条 林業試験場に <u>次の課</u> を置く。
	<u>総務課</u>
	<u>普及指導課</u>
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 林業試験場の総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 <u>各課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
	<u>総務課</u>
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
	普及指導課
	<u>(1) 林業技術の普及に関すること。</u>
	(2) 林業経営の指導に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。